

令和4年12月23日

青森市政記者会 様

青森地域広域事務組合消防長

懲戒処分について

本事務組合職員を地方公務員法第29条第1項の規定及び青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例第1条で準用する青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により懲戒処分としたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 酒気帯び運転について

(1) 事案の概要

令和4年8月25日(木)午前3時35分頃、公務外において、飲酒後に自家用車を運転し、弘前市駒越町40番地3付近の路上で、赤色信号で停車していたところ、警察官の飲酒検知を受け、酒気帯び運転(アルコール濃度0.28ミリグラム/呼気1リットル中)で検挙されたもの。

(2) 被処分者

中央消防署 消防士 根本 琉来(21歳)

(3) 処分量定

停職5月

【量定判断要素】

- ・ 重大な義務違反(酒気帯び運転)であること。

(4) 処分日

令和4年12月23日

【問合せ先】

青森地域広域事務組合消防本部庶務課

担当：課長 千葉、主幹 三橋

電話：017-775-0852